



2010 テクノ293全日本選手権大会 梅園CUP 2010

帆走指示書 (Sailing Instructions)

1. 適用規則

- 1-1 セーリング競技規則(RRS)2009-2012 に定義された「規則」。付則 B を含む。
- 1-2 ISAF レギュレーション 20.5 に基づくカテゴリーC の大会として類別する。
- 1-3 女子選手はセール上部に赤色の菱形(F)マークを貼付しなければならない。
- 1-4 レース公示と帆走指示書に矛盾が生じた場合は本帆走指示書を優先する。

2. 競技者への通告

競技者への通告は、レース本部前に設置された公式掲示板に掲示される。

3. 帆走指示書の変更

帆走指示書の変更は、それが発効する当日の出艇申告受付開始前に掲示される。ただし、レース日程の変更は、発効する前日の抗議受付締切時刻までに掲示される。

4. 陸上で発する信号

- 4-1 陸上で発する信号は、レース本部前の信号柱に掲揚される。
- 4-2 音響信号1声とともに掲揚される D 旗は、「予告信号は D 旗掲揚後 20 分以後に発せられる。艇はこの信号が発せられるまで離岸してはならない。」ことを意味する。

5. レース日程

5-1 日程

2010 年 11 月 5 日	15:00~17:00	受付、インスペクション
2010 年 11 月 6 日	08:30~	受付、インスペクション
	10:00~	開会式、スキッパーズミーティング
	11:00	最初の予告信号時刻
	19:00(予定)	レセプション
2010 年 11 月 7 日	09:00~	開会式、スキッパーズミーティング
	10:00	最初の予告信号時刻
	16:00(予定)	表彰式

5-2 シリーズは 8 レースを予定する。各日のレース数はレースコミッティーの裁量に任せられる。

5-3 レースが引続き行なわれる場合、間もなく始まることを艇に注意するために、予告信号を発する前に、レースコミッティー信号艇は反復音響信号を発する。

6. クラス旗

クラス旗は「テクノ 293 旗」とする。

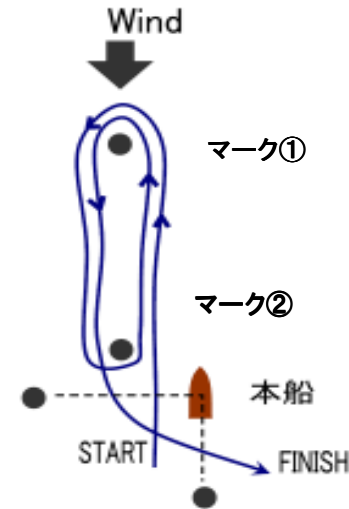
7. レースエリア

国東市安岐町 塩屋海岸沖 (添付図 A 参照)

8. コース

ウインドワード/リーワードコースとし、見取り図は、通過するマークの順序、それぞれのマークをどちら側に見て通過するかを含むコースを示す。

スタートマーク①ーマーク②ーマーク①ーマーク②ーフィニッシュ



9. マーク

9-1 マーク①、マーク②およびフィニッシュマークはオレンジ色の円筒型ブイとする。

9-2 スタートマークは黄色の円筒型ブイとする。

9-3 帆走指示書 11「コースの次のレグの変更」に従って用いられる場合の、新しいマーク①およびマーク②は同色の球形ブイである。再度コースを変更するためにマークを設置する場合には、最初のマークを使用する

9-4 スタートマークは、スターボードの端にあるレースコミッティー信号艇とポートの端にあるスタートマーク・ブイとする。

9-5 フィニッシュマークは、ポートの端にあるレースコミッティー信号艇とスターボードの端にあるフィニッシュマーク・ブイとする。

10. スタート

10-1 レースは、競技規則 26 を用いてスタートさせる。

信号	視覚信号	音響信号	スタートまでの時間
予告	クラス旗掲揚	1 声	5 分
準備	P 旗、I 旗、Z 旗、I 旗 & Z 旗または黒色旗掲揚	1 声	4 分
1 分	P 旗、I 旗、Z 旗、I 旗 & Z 旗または黒色旗降下	長音 1 声	1 分
スタート	クラス旗降下	1 声	0 分

10-2 スタートラインは、スターボードの端にあるレースコミッティー信号艇のオレンジ旗を掲揚したポールと、ポートの端のスタートマークの間とする。

10-3 スタート信号の 4 分以降にスタートする艇は、「スタートしなかった(DNS)」と記録される。これは規則 A4 を変更している。

10-4 Over-Age、Under17、Under15、Under13 および男子、女子は同一スタートとする。

11. コースの次のレグの変更

コースの次のレグを変更するために、レース委員会は、新しいマークがまだ設置されていない場合でも、先頭艇が新しいレグを始める前に新しいコンパス方位の掲示とともに信号を発する。なお、レグの長さを示す「+」および「-」の掲示は行わない。これは規則 33(b)を変更している。

12. フィニッシュ

フィニッシュラインは、ポートの端にあるレースコミッティー信号艇のオレンジ旗を掲揚したポールと、スターボードの端のフィニッシュマークの間とする。

13. タイム・リミット

13-1 タイム・リミットと目標時間は、次の通りとする。

タイム・リミット 50分

目標時間 30-35分

13-2 先頭艇がコースを帆走してタイム・リミット内にフィニッシュした場合、そのフィニッシュ後20分以内にフィニッシュしない艇は、審問なしに「フィニッシュしなかった(DNF)」と記録される。これは規則35、A4、A5を変更している。

13-3 目標時間通りとならなくても、救済要求の根拠とはならない。これは規則62.1(a)を変更している。

14. 抗議と救済要求

14-1 抗議書は、レース本部で入手できる。抗議はその日の最終レース終了後 60 分以内に提出しなければならない。

14-2 抗議は、できるだけ早く、ほぼ受付順に審問される。

14-3 抗議の通告は、審問の場所および時刻、当事者または証人として指名された者を競技者に知らせるため、抗議受付締切時刻後 30 分以内に掲示する。

14-4 レース委員会またはプロテスト委員会による抗議の公示を規則 61.1(b)にもとづき伝えるために掲示する。

14-5 帆走指示書 1-3、16、17、19、20、21、24 の違反は、艇による抗議の根拠とはならない。これは規則 60.1(a)を変更している。これらの違反に対するペナルティーは、プロテスト委員会が決めた場合は、失格より軽減することができる。

15. 順位、得点、及び大会の成立

15-1 シリーズが成立するためには 1 レースを完了することを必要とする。

15-2 完了したレースが 4 レース以下の場合、すべてのレースをカウントする。5 レース以上完了した場合、最も悪い得点を除外する。

15-3 出艇・帰着申告の手続きに誤りのあった艇に対して、レース委員会は審問なしに PTP の略語を付し、[着順+3 点]の得点を記録する。ただし、その艇は「DNF」の艇より悪い得点となることはない。これは規則 A5 を変更している。

15-4 Over-Age、Under17、Under15、Under13 別および男子、女子別の順位は全体得点から抽出し算出する。

16. 安全規定

16-1 個人用浮揚用具(ライフジャケット)

競技者は、離岸して着岸するまでの間、衣服または個人装備を一時的に替えたり整えたりする間を除き、個人用浮揚用具を着用していなければならない。ウェット・スーツとドライ・スーツは個人用浮揚用具ではない。これは規則第 4 章前文および規則 40 を変更している。

16-2 出艇申告

(a) 出艇申告は、レース本部に備え付けの所定の用紙に艇長が署名しなければならない。

(b) 引続き行なわれる予定のレースの申告は取りまとめて行う。レースが引続き実施されず、一旦帰着した場合は、その後出艇する際に再度出艇申告を行わなければならない。

16-3 帰着申告

帰着申告は、当該レース終了後 60 分以内にレース本部に備え付けの所定の用紙に艇長が署名しなければならない。ただし、急病怪我等の場合により艇長が署名できない場合はこの限りでない。

16-4 レースからリタイアした艇は、できるだけ早くレースコミッティーに伝えなければならない。

17. 装備の交換

損傷または紛失した装備の交換は、レース委員会の承認なしでは許されない。交換の要請は、最初の妥当な機会に、その委員会に行わなければならない。

18. 装備と計測のチェック

艇または装備は、クラス規則と帆走指示書に従って、いつでも検査されることがある。

19. 運営艇

運営艇は OFFICIAL 旗としてピンク旗を掲揚する。

20. 支援艇

チームリーダー、コーチその他の支援要員は、準備信号の時刻からすべての艇がフィニッシュするか、またはレースコミッティーが延期、ゼネラルリコールもしくは中止の信号を発するまで、レースに影響するエリアにはならない。これに違反した場合、その支援艇に関連するすべての艇に対してペナルティーが課せられることがある。

21. 無線の使用

緊急の場合を除き、レース中の艇は無線送受信も、すべての艇が利用できない無線通信の受信もしてはならない。またこの制限は、携帯電話にも適用する。

22. 賞

22-1 テクノ 293 全日本選手権賞

22-2 参加艇数に応じて賞を授与する。詳細は公式掲示板に公示する。

23. 責任の否認

競技者は、完全に自己のリスクでレガッタに参加している。規則 4「レースをすることの決定」参照。

主催団体は、レガッタの前後、期間中に生じた物理的傷害または身体障害もしくは死亡によるいかなる責任も負わない。

24. ごみ処理

艇は水中にごみ等を捨ててはならない。ごみは各艇が責任持って処理しなければならない。

添付図 A: レースエリア

